

令和7年11月16日執行
いなべ市議会議員選挙

選挙運動費用収支報告書
【記載例】

いなべ市選挙管理委員会

選挙運動費用収支報告書の取扱上の注意

1 提出期限

(1) 第1回目は、令和7年12月1日(月)午後5時まで

次の期限においてなされた寄附その他の収入及び支出を併せて精算し、報告してください。

ア 選挙の期日の告示の日前までの分

イ 選挙の期日の告示の日から選挙の期日までの分

ウ 選挙の期日経過後の分

(2) 第2回目以降は、上記の報告後になされた収支について、その収支がなされた日から7日以内

※第1回目で全て報告済みの場合は不要です。

2 添付書類

収支報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。ただし、この書面を徴し難い事情があるときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面を添付しなければなりません。

金融機関への振込みにより相手方から領収書を徴することができなかった場合は、「振込明細書に係る支出目的書」に記入のうえ、振込明細書の写しを添えて提出すること。ただし、当該振込明細書の写しに支出目的が記載されている場合には、「振込明細書に係る支出目的書」は不要です。

なお、「振込明細書に係る支出目的書」は、支出の目的(項目・摘要)ごとに別葉と(1枚ずつ作成)する必要がありますので注意してください。

3 提出義務者

出納責任者

※選挙運動費用収支報告書の提出を怠り、あるいはこれに虚偽の記入をした場合は、処罰されますので注意してください。

4 出納責任者の職務

(1) 出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出(法第180条～第184条)

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。(法第184条)

候補者は、出納責任者1人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。(法第180条)

出納責任者を選任し又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。(法第180条第3項、法第182条) 出納責任者の辞任又は解任による異動の届出書には、辞任通知書又は解任通知書の写し等を添える必要があります

ます。郵送による届出の効力は、日本郵便株式会社に引受時刻証明の取扱いで託したときから生ずることになっています。（法第183条の2）

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者（候補者又は推薦届出者）が代わって職務を行い、推薦届出者たる選任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって職務を行うことになります。ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。（法第183条）

出納責任者が辞任し又は解任された場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類を引き継がなければなりません。（法第190条）

（2）出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載（法第185条）

出納責任者は会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

（ア）選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（寄附には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含む。）

（イ）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額）及び年月日

（ウ）選挙運動に関するすべての支出（支出には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされたものを含む。）

（エ）支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日

なお、この帳簿は、選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。（法第191条）

5 提出方法

（1）報告書は、郵送によらずに、出納責任者の印鑑とともに選挙管理委員会へ直接持参してください。

（2）無投票となった場合でも提出してください。

6 選挙運動費用収支報告書の公表等

選挙運動費用収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会において内容を取りまとめ、その要旨を公表します。また、この報告書は、受理された日から3年間保存され、この間誰でも閲覧することができます。

7 選挙運動費用の範囲と制限

選挙運動に関する収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものであることに注意してください。

（1）収入

金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

（2）寄附

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束

で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

(3) 支出

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

ただし、次の支出は選挙運動に関する支出でないものとみなされています。

- ・立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ・立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ・候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- ・選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ・選挙運動に関して支払う国若しくは地方公共団体の租税又は手数料
- ・選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出
- ・供託金

(4) 選挙運動費用の制限（法第194条）

選挙運動費用として支出することができる額は、選挙管理委員会が告示した額の範囲内です。もし、出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。また、当該候補者は5年間、当該選挙区から当該選挙に立候補することができなくなります。

（法第247条、第251条の2第3項）

(5) 寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア 候補者等がする寄附（法第199条の2）

選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わず、選挙区内にある者に対してする寄附。

イ 候補者等の関係する会社等の寄附（法第199条の3）

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者に対して候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法（選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また、時期のいかんを問わない。）でする寄附。

ウ 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附（法第199条の4）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）。

エ 後援団体等のする寄附（法第199条の5）

次に掲げる事項は、いずれも選挙前の一定期間禁止されます。

- （ア）候補者等の後援団体が選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）。
- （イ）後援団体の総会その他の集会、見学、旅行等において選挙区内の者に対してする饗応接待又は金銭、記念品等の供与（何人がするかを問わない。）
- （ウ）候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（その候補者等の資

金管理団体に対する寄附を除く。)

なお、上記の期間以外であっても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してするのではない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は、禁止されています。

オ 特定の利害関係を有する者の寄附

(ア) いなべ市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附。(法第199条第1項)

(イ) 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につきいなべ市から利子補給金の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けたときは、交付の決定の通知を受けた日から、交付の日から起算して1年を経過した日までの間に、当該融資を受けた法人等がその選挙に関してする寄附。(法第199条第2項)

(ウ) いなべ市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。)の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社その他の法人が、交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間にする、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附。(規正法第22条の3第4項)

(エ) いなべ市から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人がする政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附。(規正法第22条の3第4項)

(オ) 前記(ア)から(エ)の者に対して寄附を勧誘し、又は要求すること。(法第200条、規正法第22条の3第5項)

カ 会社等の寄附(規正法第21条)

会社、労働組合等の団体(政治団体を除く。)が、政党、政治資金団体以外の者に対して、政治活動(選挙運動を含む。)に関してする寄附は禁止されています。従って、団体がいわゆる陣中見舞いとして、候補者に寄附することはできません。

キ 候補者の政治活動に関する寄附(規正法第21条の2)

政党以外の何人も、候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して、寄附(金銭等によるものに限り、政治団体に対するものを除く。)をすることは禁止されています。

ク 特定の者が行う寄附

(ア) 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社がする政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附は、当該欠損がうめられるまでの間禁止されています。(規正法第22条の4)

(イ) 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動(選挙運動を含む。)に関してする寄

附を受けることはできません。（規正法第22条の5）

ケ 匿名の寄附（規正法第22条の6）

何人も政治活動（選挙運動を含む。）に関し、他人の名義又は匿名とする寄附（街頭や一般に公開される演説会等の会場で、政党、政治資金団体に対してする千円以下の寄附は除く。）をしたり、その寄附を受けることはできません。違反した場合には、寄附された金品の所有権は国に帰属します。

コ 一定額を超える寄附

前記のほか、寄附に関する量的制限として政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、年間を通じて次に掲げる額を超えることはできません。

寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者		個人 (公職の候補者等を含む。)		会社・労働組合等		政治団体			
						政党 政治資金団体		その他の政治団体	
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	制限なし	資本金、組合員数等(※2)に応じて年間750万円～1億円	制限なし	制限なし		制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円 公職の候補者に対するものは金銭等 に限り禁止(※1)	年間 150万円 (※3)	禁止	禁止	制限なし		制限なし	年間 5,000万円
	資金管理団体以外の政治団体		年間 150万円	禁止	禁止	制限なし		制限なし	
公職の候補者			金銭等に限り禁止(※1) その他は年間150万円	禁止	禁止	政治資金団体は金銭等に限り禁止(※1)その他は制限なし		金銭等に限り禁止(※1) その他は制限なし	

※1 政治活動に関しては、物品に限られるが、選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

※2 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

(注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

(4) 実費弁償及び報酬の額（法第197条の2、令第129条）

選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は、選挙管理委員会が定めて告示するところによりますが、通常は次のとおりです。

選挙運動費用	制限額	選挙管理委員会が告示する額 (選挙人名簿登録者数÷18人×501円+2,200,000円)	
	実費弁償	運動員	交通費：鉄道費、船賃、車賃の実費 宿泊料：食事料2食分を含み1夜23,000円以内 弁当料：1食1,500円以内、1日4,500円以内 茶菓料：1日1,000円以内
		労務者	交通費：鉄道費、船賃、車賃の実費 宿泊料：食事料を含めず1夜20,000円以内
		報酬	労務者 日額10,000円以内 超過勤務手当1日につき日額の5割以内
		事務員	日額15,000円以内(超過勤務手当なし)
		車上運動員	日額20,000円以内(超過勤務手当なし)
		手話通訳者	日額20,000円以内(超過勤務手当なし)
		要約筆記者	日額20,000円以内(超過勤務手当なし)
		なお、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については次の制限があります。	
		支給期間	文書で選挙管理委員会に届け出たときから 投票日の前日(土)までの間
		支給人員	1日つき9人以内 (ただし、前記支給期間を通じて実人員45人以内で異なる者を届け出ることができる。)

ア 実費弁償の支給に係る制限

(ア) 実費弁償とは

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが認められますが、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるのでなければなりません。

例えば、1,000円の食事をした場合に1,500円を支給したりするのは、違反になります。

(イ) 選挙運動従事者の実費弁償の額

選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の範囲内でなければなりません。

区分	実費弁償の額
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料	1夜につき23,000円（食事料2食分を含む。）
弁当料	1食につき1,500円、1日につき4,500円
茶菓料	1日につき1,000円

(ウ) 労務者の実費弁償の額

選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額は、次の範囲内でなければなりません。

選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給できず、また、選挙運動に従事する者に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給できるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができませんので、注意してください。

なお、労務者とは、選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えばポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者のことをいいます。

区 分	実費弁償の額
鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿 泊 料	1夜につき20,000円（食事料を除く。）

イ 報酬の支給に係る制限

(ア) 報酬の額

報酬は、「選挙運動のために使用する労務者」と、選挙運動に従事する者のうち「選挙運動のために使用する事務員」、「専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者」、「専ら手話通訳のために使用する者」及び「専ら要約筆記のために使用する者」に限り、次の金額の範囲内で支給することができます。

(イ) 選挙運動のために使用する事務員

選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者で、総括主宰者、出納責任者のように選挙運動のすう機に参画するような者は含まれません。

(ウ) 専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者

いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車又は船舶の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者です。

(エ) 専ら手話通訳のために使用する者

選挙運動に従事する者のうち手話通訳を行うことを本務として雇用された者です。

(オ) 専ら要約筆記のために使用する者

ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布（法142条の3第1項）、選挙運動のために使用する文書図画の掲示（法第143条第1項）のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいう。）を行うことを本務として雇用された者です。

(カ) 報酬の支給を受けることができる者の届出

(イ)～(オ)に対する報酬の支給は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間1日9人以内で、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に限られます。この場合、総数45人以内に限り、異なる者を届け出ることができます。なお、「選挙運動のために使用する労務者」については、届出の必要はありません。

対象	報酬の額	
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000円
	超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
対象	報酬の額	
選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額	1日につき15,000円 超過勤務手当は支給できない。	
専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額	1日につき20,000円 超過勤務手当は支給できない。	
専ら手話通訳のために使用する者1人に対して支給することができる報酬の額		
専ら要約筆記のために使用する者1人に対して支給することができる報酬の額		

8 記載要領

(1) 収入の部

ア 一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計金額を一つの欄に記載してください。

また、一件1万円を超えるものについては、寄附の場合には、寄附をした者の住所、氏名、職業を、その他の収入の場合には、「備考」欄に「自己資金」や「借入金」等のように記載してください。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

イ 「種別」欄には寄附金、その他の収入の区分を明記してください。

ウ 債務の免除、その他金銭以外の財産上の収受については、その債務または利益を時価に見積もった金額を記載してください。

エ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

オ 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付の約束は、

その約束の日の現在において記載し、その旨並びにその履行年月日等を「備考」欄に記載してください。

(2) 支出の部

ア 「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区分を明記してください。

イ 建物、車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、時価に見積もった金額を記載してください。

ウ 「支出の目的」欄には、支出の目的（報酬、選挙事務所借上料、ポスター印刷代等）、員数等を記載してください。

エ 金銭、物品その他財産上の利益の供与または交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その履行年月日等を「備考」欄に記載してください。

オ 支出の費目は次のように区分し費目ごとに月日順に記載してください。

(ア) 人件費

選挙運動員のうち「報酬を支給する選挙運動事務員等届出書」で届け出をした者及び労務者（自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とした者）に対する報酬のことです。

運動員等には、実費弁償を支給することが認められていますが、実費弁償として支給した鉄道賃や弁当料等は、人件費には含めず、交通費や食料費等として計上してください。

労務者に弁当を提供した時は、弁当料の実費弁償は支給できないので、報酬の日額から弁当の実費に相当する額を差し引いて支給し、その額を記載してください。

なお、報酬を辞退した場合でも人件費として記載し、寄附として収入にも記載してください。

	報酬	弁当	弁当の費用弁償	交通費・宿泊費等の実費	茶菓料の費用弁償
1 事 務 員	○	○	○	○	○
2 車上運動員	○	○	○	○	○
3 手話通訳者	○	○	○	○	○
4 要約筆記者	○	○	○	○	○
5 選挙運動員	×	○	○	○	○
6 労 務 者	○	△	×	※○	×

注1 1から4は、報酬を支給するためには事前に届け出が必要である。

注2 1から5弁当の費用弁償には、数の制限はない。

注3 △は、弁当を支給した場合には実費相当額を報酬から差し引く必要がある。

注4 「※」労務者の宿泊料には、食事料を含まない。

注5 ×は、支給ができない。

(イ) 家屋費

①選挙事務所費

主に事務所の借上料、机などの備品の借上料です。事務所の電話を架設する費用も家屋費に含まれます。

②集合会場費

主に個人演説会場の借上料です。演説会用の備品の借上料も含まれます。

(ウ) 通信費

事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用のことです。

(エ) 交通費

選挙運動員及び労務者の電車、バス等の利用に要した費用の実費弁償等です。

運動員が友人の厚意により無償で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用にそれぞれ記載することが必要です。

候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされません。

また、選挙運動用自動車（船舶）を使用するために要した費用（借上料、ガソリン代、オイル代、修繕料、タイヤ代、運転手等の雇用料等）も選挙運動の費用とみなされません。

ただし、自動車（船舶）に取付ける文書図画にかかった費用は、「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければなりません。

(オ) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター及び葉書の印刷費等です。

(カ) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

(キ) 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(ク) 食料費

選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用や、法律で認められた範囲内で運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等です。

(ケ) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑 費

光熱水費等で冷暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料はこれに含まれます。

例えば、看板等の作製の場合、看板屋に請負させたものであれば広告費に入り、材料を購入して労務者を雇い作製したものであれば労務費は人件費

に、木材、トタン等の材料代は雑費に、ペンキ代は文具費にそれぞれ分けられます。

(3) その他

ア 選挙運動費用の支出制限（法第187条）

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動の支出を除き、選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者から文書により承諾を得た者は、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出は、選挙運動の費用とされ制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

イ 明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに、出納責任者に明細書を提出しなければなりません。（法第186条）出納責任者又は候補者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他支出を証すべき書面を徴し、直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。（法第188条）

選挙運動費用収支報告書（記載例）

1 令和7年11月16日執行 いなべ市議会議員選挙

2 公職の候補者 住 所 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 北勢 太郎

令和〇〇年〇〇月〇〇日から

3 (第 1 回分)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 収入の部

月 日	金額又は 見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄 附及びその他 の収入の見積 の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
〇月〇日	410,000	その他の 収入					自己資金
〇月〇日	100,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	〇〇党	政党		
〇月〇日	10,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	甲野 太郎	商業		
〇月〇日	5,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	乙川 二郎	会社員	労務無償提供 0.5日間	
〇月〇日	70,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	丙田 三郎	会社員	労務無償提供 7日間	
〇月〇日	100,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	甲田 四郎	商業	事務所無料借 上〇日間	1室50㎡
〇月〇日	35,000	寄附	〇〇市〇〇町〇〇 番地	乙野 五郎	商業	連絡用自動車 無償提供7日間	
〇月〇日	118,000	その他の 収入					自己資金
計	寄附	320,000					
	その他の 収入	618,000					
	計	938,000					
前 回 計	寄附						
	その他の 収入						
	計						
総 額	寄附	320,000					
	その他の 収入	618,000					
	総計	938,000					
参 考		ビラ作成（00000円）、ポスター作成（000000円）のうち、00000 0円は公費負担を受けています					

5 支出の部

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
1. 人件費								
○月○日	10,000	立候補 準備	労務賃	〇〇市〇〇町〇 〇番地	甲山 一郎	農業		
○月○日	5,000	選挙 運動	労務賃	〇〇市〇〇町〇 〇番地	乙川 二郎	会社員	無償労務従事 0.5日間	
○月○日	70,000	選挙 運動	事務員報 酬	〇〇市〇〇町〇 〇番地	丙田 三郎	会社員	無償労務従事 7日間	
○月○日	105,000	選挙 運動	車上運動員 報酬	〇〇市〇〇町〇 〇番地	丁山 一子	会社員		○月○日～○ 月○日
小 計	190,000							
2. 家屋費								
(1)選挙事 務所費								
○月○日	100,000	立候補 準備	事務所借 上料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	甲田 四郎	商業	無償提供 ○日間 1室 50㎡	利 益 の 供 与 の 約 束 は ○ 月 ○ 日 に 履 行
○月○日	10,000	立候補 準備	電話 架設料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇電話			
○月○日	140,000	立候補 準備	備品 借上料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇レンタ ル(株)			
小 計	250,000							
(2)集合会 場費								
○月○日	5,000	選挙 運動	演説会場 借上料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇集落 センター			
小 計	5,000							
3. 通信費								
○月○日	5,000	選挙 運動	電話料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇電話			
小 計	5,000							
4. 交通費								
○月○日	35,000	選挙 運動	連絡用 自動車	〇〇市〇〇町〇 〇番地	乙野 五郎	商業	無償提供 7日間	
小 計	35,000							
5. 印刷費								
○月○日	00,000	立候補 準備	ビラ印刷	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇印刷		4000枚	公費負担 00,000円
○月○日	100,000	立候補 準備	ポスター 印刷	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇印刷		135枚	公費負担 90,000円
○月○日	20,000	立候補 準備	はがき印 刷	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇印刷		2000枚	
小 計	120,000							

月日	金額又は 見積額 (円)	区分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
6. 広告費								
○月○日	20,000	立候補 準備	事務所看板	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇看板店			
○月○日	8,000	立候補 準備	立札	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇〇〇	看板業		
○月○日	10,000	立候補 準備	たすき	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇商店			
○月○日	20,000	選挙 運動	拡声器借 上料	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇レンタル (株)			
○月○日	30,000	選挙 運動	自動車看 板	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇〇〇	看板業		
小 計	88,000							
7. 文具費								
○月○日	500	立候補 準備	ノート	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇商店			100円×5 冊
○月○日	4,500	選挙 運動	ペン ほか9点	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇商店			
小 計	5,000							
8. 食料費								
○月○日	20,000	選挙 運動	菓子代	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇商店			500 円 × 40箱
○月○日	4,000	選挙 運動	茶代	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇〇〇	茶 販売業		
○月○日	200,000	選挙 運動	弁当代	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇弁当店			1,000 円 ×200食
○月○日	1,000	選挙 運動	運動員 弁当代 実費弁償	〇〇市〇〇町〇 〇番地	丙野 六郎	会社員		
小 計	225,000							
9. 宿泊費								
○月○日	5,000	選挙 運動	宿泊代 1人分	〇〇市〇〇町〇 〇番地	丙野 六郎	会社員		
小 計	5,000							
10. 雑費								
○月○日	3,000	立候補 準備	ベニヤ 板ほか	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇材木店			
○月○日	2,000	立候補 準備	釘、針金 ほか	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇金物店			
○月○日	3,000	選挙 運動	電気代	〇〇市〇〇町〇 〇番地	〇〇電力(株)			
○月○日	2,000	選挙 運動	水道代	〇〇市〇〇町〇 〇番地	いなべ市			
小 計	10,000							

月日	金額又は 見積額 (円)	区分	支出の 目 的	支出を受けた者			金銭以外の 支出の見積 の根拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
計	立候補準備のための支出	423,500						
	選挙運動のための支出	514,500						
	計	938,000						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出	423,500						
	選挙運動のための支出	514,500						
	総計	938,000						

支出のうち公費負担 相当額	項目	単価(A)	枚数(B)	金額 ((A)×(B)=(C))
	ビラの作成	●. ●●円	●●●●枚	●●●●●●円
	ポスターの作成	●●●●円	●●●枚	●●●●●●円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

出納責任者 住所 三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

氏名 大 安 花 子



※署名又は押印
を行わない場合
(記名のみの場合)
は本人確認
書類等が必要。

(4) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

領収書その他支出を証すべき書面を徴し難い事情のあったときは、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を提出してください。

ア 「区分」欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。

イ 「支出の目的」欄には、支出の目的（報酬、選挙事務所借上料、ポスター印刷代等）、員数を記載してください。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載例）

支出の年月日	支出の金額 (円)	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面 を徴し難かった事情
(空白)	00,000	立候補準備	ビラ印刷	公費負担分
(空白)	90,000	立候補準備	ポスター印刷	公費負担分
○月○日	5,000	選挙運動	労務賃	労務無償提供 ○月○日(0.5日間)
○月○日	70,000	選挙運動	事務員報酬	労務無償提供 ○月○日～○月○日 (7日間)
○月○日	100,000	立候補準備	事務所借上料	無償提供○月○日～○日(○日間) 1室50㎡
○月○日	35,000	選挙運動	連絡用自動車	無償提供 ○月○日～○月○日 (7日間) 1台
○月○日	20,000	選挙運動	拡声器借上料	銀行振込のため

1 令和7年11月16日執行 いなべ市議会議員選挙

2 公職の候補者 住 所 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 北 勢 太 郎

3 出納責任者 住 所 三重県いなべ市大安町大井田2705番地

氏 名 大 安 花 子

(5) 振込明細書に係る支出目的書

金融機関への振込により相手方から領収書を徴することができなかった場合は、「振込明細書に係る支出目的書」を提出してください。

ア 「支出の費目」の欄は、通信費、印刷費、広告費等の費目を記載してください。

イ 「支出の目的」の欄は、通話料、通常葉書印刷代、選挙事務所表示用看板代等の目的、員数を記載してください。

ウ 支出の目的（項目・摘要）ごとに別葉（一枚ずつ作成）とする必要がありますので注意してください。

エ 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

なお、振込明細書の写しに支出の目的が記載されている場合には、これをもって支出の目的を記載した書面とすることができるため、そのような場合には「振込明細書に係る支出目的書」への記入は不要です。

振込明細書に係る支出目的書（記載例）

支出の費目	支出の目的
広告費	拡声機借上料

1 令和7年11月16日執行 いなべ市議会議員選挙

2 公職の候補者 氏 名 北 勢 太 郎

3 出納責任者 氏 名 大 安 花 子